

## 収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則

	昭和56年 3月31日農林水産省告示第 441号
一部改正	平成61年 1月23日農林水産省告示第 138号
〃	平成 5年12月20日農林水産省告示第1553号
〃	平成12年 2月 1日農林水産省告示第 119号
〃	平成12年 3月31日農林水産省告示第 473号
〃	平成12年12月 6日農林水産省告示第1510号
〃	平成15年 6月30日農林水産省告示第 961号
〃	平成15年12月 9日農林水産省告示第1999号
〃	平成23年 8月31日農林水産省告示第1673号

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第120条の6第1項第1号及び第150条の5の13第1項の標準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類等（同号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）（法第120条の6第5項の規定により農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分を定めるときは、当該収穫共済の共済目的の種類等については、その定めた細区分。以下「細区分等」という。）ごと、果実の年産ごと及び当該細区分等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに定めるものとし、その数量は、当該組合等の区域（法第107条第1項の組合等の区域をいう。以下同じ。）について収穫共済の共済目的の種類等ごと（品種、地域又は栽培条件、植栽形態等の要因により平均単位当たり収穫量に著しい差がある収穫共済の共済目的の種類等につき当該要因に応じて区分が定められたときは、その区分ごと）に定める標準収量表（以下「標準収量表」という。）に年産別適用係数を適用して得られる年産別標準収量表に基づき算出する数量を基礎として定められる数量とする。
- 2 前項の年産別適用係数は、標準収量表から得られる収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）ごとの単位当たり標準収穫量で果実の年産ごと、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに定められる単位当たり収穫量を除して得た係数とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる数量を基礎として定める数量を同項の標準収穫量とすることができる。
  - (1) 当該樹園地の当該細区分等に係る園地条件又は肥培管理の状況が把握できるとき 第1項の年産別標準収量表に基づき算出される数量に、法第120条の8第4項の農林水産大臣の定める方法により加えられる一定の調整のうち園地条件又は肥培管理の状況に応じて加えられる一定の調整と同一の調整を加えて得た数量
  - (2) 農業共済組合の組合員又は法第120条の3第1項の果樹共済資格者（以下「申込者」と総称する。）で当該樹園地について栽培の業務を営む者の当該細区分等たる果樹に係る収穫量が農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売り渡しを受けた果実の数量に関する資料（以下「出荷資料」という。）から把握できるとき 次項の規定の例により算出した数量を当該樹園地の栽培面積又は植栽本数、樹齢等を勘案して当該樹園地に配分して得た数量
- 4 法第120条の6第1項第2号の標準収穫量は、細区分等ごと、果実の年産ごと及び申込者ごとに定めるものとし、その数量は過去5年間における当該申込者の当該細区分等に係る出荷資料に基づき算出される当該申込者の当該細区分等に係る単位当たり収穫量に当該申込者の当該細区分等に係る果樹の栽培面積を乗じて得られる数量を基礎として定める数量とする。

- 5 果樹の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済に係る標準収穫量は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる当該申込者の当該細区分等に係る標準収穫量に、法第120条の6第3項の規定により農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。
- 6 法第120条の6第6項の共済価額は、当該申込者が栽培する果樹で当該樹体共済に付されるものを樹体共済の共済目的の種類等（同項の樹体共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと及び別表の当該樹体共済の共済目的の種類等に係る樹齢区分の欄に掲げる樹齢区分ごとに区分し、その区分された果樹（以下「樹齢区分別の果樹」という。）ごとの標準収穫金額に、それぞれ同表の換算係数の欄に掲げる当該樹齢区分別の果樹に係る換算係数を乗じて得た金額を当該樹体共済の共済目的の種類等ごと及び申込者ごとに合計して得た金額とする。
- 7 前項の樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫金額は、当該樹齢区分別の果樹を細区分等ごとに区分し、その区分された果樹（以下「細区分等及び樹齢区分別の果樹」という。）ごとの標準収穫金額を当該樹齢区分別の果樹ごとに合計して算出するものとする。
- 8 前項の細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫金額は、当該細区分等及び樹齢区分別の果樹に係る標準収穫量に、それぞれ当該細区分等に係る法第120条の9第1号に掲げる期間（昭和61年1月23日農林水産省告示第137号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき主務大臣が定める期間を定める等の件）第3号の短縮共済責任期間を除く。）で当該樹体共済に係る同条第2号に掲げる期間の開始時又はその期間の開始前のその期間の開始時に最も近い時に始まるものに係る果実の年産の法第120条の6第1項第1号若しくは第2号又は第150条の5の13第1項の果実の単位当たり価額を乗じて得た金額とする。
- 9 前項の細区分等及び樹齢区分別の果樹に係る標準収穫量は、同項の果実の年産に係る第1項若しくは第3項の規定により定める数量若しくは第1項若しくは第3項第1号の規定の例により算出した数量を当該細区分等及び当該申込者について合計して得た数量又は第4項の規定の例により算出した数量を、当該申込者の当該細区分等及び樹齢区分別の果樹の栽培面積、植栽本数等を勘案して当該細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとに配分して得た数量とする。
- 10 当該申込者と組合等との間に法第120条の6第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係が成立している場合における当該収穫共済に係る細区分等に係る第8項の細区分等及び樹齢区分別の果樹に係る標準収穫量は、前項の規定にかかわらず、第8項の果実の年産に係る第4項の規定により定める数量を当該申込者の当該細区分等及び樹齢区分別の果樹の栽培面積、植栽本数等を勘案して当該細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとに配分して得た数量とする。
- 11 当該申込者と組合等との間に法第120条の6第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済の共済関係が成立している場合における当該収穫共済に係る収穫共済の共済目的の種類等に係る第7項の細区分等及び樹齢区分別の果樹ごとの標準収穫金額は、第8項の規定にかかわらず、法第120条の6第4項の農林水産大臣が定める準則に従い定められた当該申込者に係る基準生産金額を当該細区分等及び樹齢区分別の果樹の品種、栽培面積又は植栽本数、樹齢等を勘案して当該細区分等及び樹齢区分別の果樹に配分して得た金額とする。
- 12 組合等は、法第120条の6第1項第1号及び第2号並びに第150条の5の13第1項の標準収穫量又は法第120条の6第6項の共済価額を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。